

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－防衛庁、
防衛施設庁－(3)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛庁, 沖縄調査団, 試射場 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43393

訓練のあまつかせ

北米局長
参事官
北米課長 北米局北米課
猪股 42.5.7

米保長

海上自衛隊護衛艦「あまつかぜ」
の沖縄派遣について

- 1. 海上幕僚監部防衛部運用課柳幸^{リョウコウ}
- 2. 等海佐は5月2日北米保に来訪(佐藤

東京応社)、自衛艦「あまつかぜ」を
6月24日より7月1日までターター射撃訓

練のため別紙計画により派遣する予定に
ある旨通報越した。

- 2. 本件^{派遣}については41年11月19日より12
月3日までおよび42年6月17日より7月9日

までの2回の先例があるが、入域

許可依頼等は特連局が行ない、また
米軍との細目打合せ等は海幕がMAAGに

を通じ直接行なうので、外務省としては
さしあたり 具体的措置をとる必要

はない、したがって事件通報は参考通報
である。

防 衛 庁

教育第133号

41.10.29

総理府特別地域連絡局長 殿

防衛庁教育局長

護衛艦「あまつかぜ」の沖縄派遣訓練について
(依頼)

標記について、別紙(1)計画により実施いたした
たいので、「あまつかぜ」の入域許可、乗組員
の身元引受、その他管理事項(別紙(2))につい
て便宜お取り計らい願いたく、また貴局関係地
方機関への連絡をあわせてお願いいたします。

別紙(1)

護衛艦「あまつかぜ」の沖縄派遣訓練実施計画

1 目的

護衛艦「あまつかぜ」のターター射撃訓練を実施する。

2 行動予定

月	日	項 目	管理事項	泊 地
11	19	土 横須賀出港(0900)		
	20	日		
	21	月 沖縄着(1500)	艦長あいさつ	那 覇
	22	火 事前研究会		↑
	23	水 ↑		中城湾
	24	木		↓
	25	金 事前訓練		那 覇
	26	土	艦上昼食会	↑
	27	日	戦跡見学	↓
	28	月 ↓		中城湾
	29	火 ↑ターター射撃およ		↑
	30	水 ↓び事後研究会		中城湾
12	1	木 ↑		(要す
	5	予 備		れば那
	8	木 ↓		覇)
	9	金 沖縄出港		
	11	日 横須賀着		

備考

1 「あまつかぜ」は事後研究会終了後次第沖縄を出港する。

ただし、ターター装置が故障等の場合は、予備の1日をターター射撃にあてる。

2 「あまつかぜ」の性能要目等

基準排水量	3,050トン
長さ	131m
幅	13.4m
きつ水	4.17m
馬力	60,000馬力
最大速力	33ノット
人 員	
艦 長	2等海佐 隠 沢 兵 三
乗 員	約285名

別紙(2)

管理事項

1 艦長のあいさつ

- (1) 日時 11月21日(月) 1530 艦発
- (2) 訪問先 南方連絡事務所長、民政府首席民政官硫球政府行政首席、那覇市長

2 艦上昼食会

- (1) 日時 11月26日(土) 1200
- (2) 場所 あまつかせ士官室
- (3) 招待者 約24名(日本側約15名、米軍関係約9名)

3 戦跡見学

- (1) 日時 11月26日(土) 0800~1600
半舷(約140名)
- 11月27日(日) 0800~1600
半舷(約140名)

- (2) 観光バス 各回約3台
- (3) 行先 主として中南部戦跡

4 その他

- (1) 関係郵便物は、南方連絡事務所気付とし、「あまつかせ」から公用便を派遣して受領する。
- (2) 那覇港在泊中、連絡用としてハイヤー2台を準備する。

備考： 米海軍に対し、次の事項について支援を依頼している。

- 1 目標機(標的機)の役務の提供等射撃訓練に関する各種支援
- 2 補給および管理支援等
 - (1) 那覇港における港務支援
 - (2) 燃料および真水の補給
 - (3) 必要に応じ修理および医務支援
 - (4) 軍事施設見学および厚生施設利用についての便宜供与

海幕防衛部運用課

42. 6. 14

護衛艦「あまつかせ」の沖縄派遣訓練について

1 目的

護衛艦「あまつかせ」のターター射撃訓練を実施し、あわせてその練度を評価する。

2 行動予定

月日	項目	行事等	泊地
6.17 土	横須賀出港 (0900)		
18 日			
19 月	沖縄着 (1500)		
20 火	事前研究会	群司令及艦長各部あひま	那覇
21 水			
22 木			中城湾
23 金	事前訓練		
24 土	補給	艦上昼食会 靴跡見学 施設の児童招待	那覇
25 日			
26 月			
27 火	ターター射撃及び		中城湾
28 水	事後研究会		(要すし)
29 木			は那覇)
予備			
7.6 木			
7 金	沖縄出港		
9 日	横須賀着		

備考

(1) 天候等の都合で予定どおりできない場合は、予備の日を訓練にあてる。

(2) 「あまつかせ」は事後研究会終了次第沖縄を出港する。

B5X100

DIRECT COPY SYSTEMS

「あまつかせ」の性能要目	
基準排水量	3050 トン
長さ	131 m
幅	13.4 m
吃水	4.17 m
馬力	60,000 馬力
最大速度	33 ノット
4 人員	
第1護衛隊群司令	海将補 大川秀四郎 9名
「あまつかせ」艦長	2等海佐 徳沢英三
乗員	約280名 (時同)

B5X100

DIRECT COPY SYSTEMS

4

5 行事等

(1) 群司令および艦長のあいさつ

日時 6月19日(月) 1530 艦祭

訪問先 南方連絡事務所長、高華弁務官
硫球政府行政首長、那覇市長、
立法院議長

(2) 昼食会

期日 6月24日(土)、6月25日(日) 日(土) 半(日) 各25名程度

場所 あまつかせ

招待者 日米関係者約15名ずつ別個に行なう。

(3) 戦跡見学

日時 場所

6月24日(土) 0800~1400 中南部(約60名)
0800~1400 北部(約80名)

6月25日(日) 0800~1400 北部(約140名)

(4) その他

関係郵便物は、南方連絡事務所気付とし、公用使
を派遣して受領する。

B5X100

DIRECT COPY SYSTEMS

4

6 参考事項

アメリカ合衆国海軍に対し、次の支援を依頼している。

(1) 目標機(標的機)の役務の提供等射撃訓練に関する各種支援

(2) 補給および管理支援等

ア 那覇港における港務支援

イ 燃料、真水、生糧品等々の補給

ウ 必要に応じ修理および医務支援

エ 軍事施設見学および厚生施設利用についての便宜供与

B5X100

DIRECT COPY SYSTEMS

(説明資料)

43. 5. 2
海上幕僚監部
運用課

護衛艦「あまつかぜ」の沖縄派遣訓練について
標記について、別紙のとおり予定しているのをご留意し、
取計らいを得たい。

添付書類：別紙第1「訓練実施計画」
別紙第2「管理事項」

別紙第1

訓練実施計画

1. 目的

ターター射撃訓練を実施し、あわせてその練度と
評価する。

2. 行動予定

月日	項目	行事等	泊地
6. 24 月	横須賀出港 (0900)		
25 火			
26 水	沖縄、中城湾着 (1200)	群司令 及び 艦長 各部 あいさつ	中城湾
27 木	事前打合せ		
28 金	↑ 事前訓練		
29 土			
30 日			
7. 1 月			
2 火			
3 水	ターター射撃		那覇
4 木		(米國独立記念日)	
5 金	ターター射撃予備 補給	(戦跡見学 艦上昼食会 施設の児童招待)	
6 土	葬送祭 (1800)		
7 日			
8 月	横須賀着 (1600)		

備考

7月7日～14日までの予備日とし、天候等の都合で予定通り実施できない場合は、日程を逐次繰下げ、終了次第帰国す。

3. 「あまつかぜ」の性能要目

基準排水量	3,050 トン
長さ	131 m
幅	13.4 m
きつ水	4.48 m
馬力	60,000 馬力
最大速度	33 ノット

4. 乗艦者

第1護衛隊群司令	1等海佐	下利 治
「あまつかぜ」艦長	2等海佐	田口 兼生
乗員	約	285 名

別紙第2

管理事項

1. 群司令及び艦長のあいさつ

- (1) 日時 6月26日 1300 艦発(中城湾)
- (2) 訪問先

日本政府沖縄事務
琉球政府行政主席
立法院議長
高等弁務官
那覇市長

2. 艦上昼食会

- (1) 期日 7月6日(土) 1130～1230
- (2) 場所 あまつかぜ(那覇港)
- (3) 招待者 約30名 日米琉関係者
細部については現地調整による。

3. 戦跡見学

7月5日及び6日 各日午前

4. 施設の見学招待

- (1) 期 日 7月6日(土) 0900-1100
- (2) 場 所 あまつかせ(那覇港)
- (3) その他細部は現地調整による。

5. その他

郵便物は、郵政省沖縄中務所気付とし「あまつかせ」から、公用便を派遣して受領する。

6. 参考事項

アメリカ合衆国海軍に対し、次の支援を依頼している。

- (1) 標的機の役務の提供等射撃訓練に關する各種支援
- (2) 補給及び管理支援等
 - ア 那覇港における港務支援
 - イ 燃料、真水、生糧品等の補給
 - ウ 必要に応じ修理及び医務支援
 - エ 軍事施設見学及び厚生施設利用についての便宜供与

カヒ 万博

事務次官 典房
大臣官舎 密長 長
官舎 文会 菅給
総人電厚計
長官 参 参
長 領 領
長 移 移
長

参地中東
長 北東西
参 北北
中南 参 一二
参 洋
西基

近参近
長 次総経国
参 實統
参 政技二
国 一理
参 条協規
長 国 参 政経科
参 軍社專
長 参 道内外
参 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 3/333 主管
 69年7月21日 15時00分 本 省 八 発着
 69年7月21日 16時01分 本 省 米北1
 外務大臣殿 岸沖繩事務所長

自衛艦内における傷害事件の発生(連)

才297号 平(秘扱II) 至急
 (総務長官へ 才297号)
 見出しの事件発生について本官は21日午前
 来訪の自衛隊才1揚陸隊司令タナカ1佐と
 打合せた結果下記の発表文を取りまとめ取
 材に於て報道陣に伝えることとした。「昨夜
 20日午後10時45分、濠島中の揚陸艦「シモ
 キタ」(艦長イワキリ2佐 1650トン)内で
 傷害事件があった。加害者は海士長タケヤス
 カズ1リ(23)被害者は海士長クリハラフ
 キオ(22)である。被害者は沖繩赤十字病院
 に収容されているが全治3週間程度の負傷

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

腹部におつてゐる事案の原因については
 自衛隊警務官(司法警察職員)の舟で捜査
 中であるが酒気をおびての些細な口論から
 であると思われている。本事件の捜査につ
 ては本土における事案と同様に自衛艦内の
 事件として警務官が処理することとし、既に
 加害者については警務官が緊急逮捕し艦内
 に留置してある。なお被害者については沖繩
 赤十字病院に入院の必要ある間在留許可延
 長の年続きをとつた。
 発表文以外に事実関係に付け加えるべき事
 項は警務官の一時調書によると以下の
 通りである。
 (1) 犯行の原因については加害者被害者と
 もビールを至8本を飲んで帰艦したと
 ころ被害者からあつせ夫米兵と親しく談笑した
 のを加害者が見咎めたもの(詳細不明)
 (2) 兇器については艦内機肉科倉庫から拵出

外務省

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

この本工用小刀(刃渡り2.7センチ)

(1) 被害者の病状については、
生命に別状なく、腹膜炎などの症状はない。
ただ、3週間の安静を要する。

(2) 琉警との関係については、
琉球警察に対しては事実関係通報に長が
犯罪捜査に際してはすべて警務省が行なう
こととし、琉警を了解する。

(3)

127
北第430号
昭和40年12月10日

口 上 書

外務省は、在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表するとともに、防衛庁は、別添計開案、航路網および日程案のとおり、昭和41年7月上旬から約25日間、海上自衛隊実習員の海上訓練及び訓練網の目的をもつて、艦艇「あきづき」を旗艦とする4隻よりなる練習艦隊を編成し、オーストラリア、ニュー・ジージーランド、フィリピン及び中華民国の4カ国を公式訪問する予定のところ、中華民国からの船途申請に立ち寄りたい旨を有しているので、同練習艦隊が明年10月5日から5日までの4日間那覇港に寄港することができるようにするため必要を合衆国領事当局の許可の取り付け方を大使館に要請する光榮を有する。

なお、同練習艦隊は往路・帰路ともグアム島に立ち寄ることになっているが、これについての米艦隊府の許可は在アメリカ合衆国日本国大使館を過じ取得済みである。

Note No. 660

The Embassy of the United States of America presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs of Japan and, with reference to the latter's Note No. 460 of December 10, 1965, has the honor to state that the United States authorities in the Ryukyu Islands have granted permission for the Maritime Self-Defense Force training squadron to visit Okinawa, October 5 through October 8, 1966. Those authorities have indicated that conditions in Naha Port at the time of the visit may necessitate separated berthing there or the berthing of one or more vessels of the squadron in nearby Tomari Port. The Embassy would appreciate receiving Ministry's views, orally if it prefers, concerning separated berthing as well as information concerning the length of each vessel in the squadron.

Embassy of the United States of America,

Tokyo, January 14, 1966.